

令和7年度地域枠について（案）

1 令和7年度の地域枠等の定義について

令和5年度以降の「地域枠」の定義が以下のとおり整理され、令和7年度の臨時定員（地域枠）にあたっては、以下で示す「地域枠」の定義を満たしていることを確認する必要がある。

（令和4年4月18日付厚生労働省通知）

項目	国定義	本県の状況
対象	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜。	兵庫医科大学：全国 国立大学：地元出身者 （県内高校出身者または出願時に本人もしくは保護者が県内に居住している者）
選抜方法	別枠方式	同左
協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定。	地域医療対策部会で協議 ※養成医師の派遣先調整、キャリア形成については、派遣調整会議にて協議
同意取得方法	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意。	地域枠入学試験出願時に別紙2により書面同意を求める。
従事要件	①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事。*1 ②将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加。	キャリア卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムに参加。
奨学金貸与	問わない。	貸与
協議事項	①地域枠の設定数 ②従事要件・キャリア形成プログラムの内容 ③奨学金の額 ④地域定着策（面接頻度、セミナー開催等）並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援 ⑤離脱要件	

※1 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等*2の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮すること。

※2 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

2 令和7年度地域枠に関する協議事項

(1) 地域枠の設定数について

入学定員数（括弧内：実績数） ※太枠内＝地域枠

大学名	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	うち臨時定員数
自治医	2(2)	3(3)	2(2)	3(3)	2(2)	3(3)	2	
兵 医	6(6)	5(5)	5(5)	5(5)	5(5)	5(5)	5	2
神 戸	11(11)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)	10	10
鳥 取	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2	2
岡 山	2(2)	2(2)	2(0)	2(2)	2(2)	2(2)	2	2
計	23(23)	22(22)	21(19)	22(22)	21(21)	22(22)	21	

(2) 従事要件・キャリア形成プログラムについて

別紙1のとおり

(3) 修学資金貸与額について

	大学	定員	貸与金額	内訳
地域 枠	兵庫医科大学	3～5人	44,800,000円※1	入学金、授業料、 実験実習費、施設整備費、 教育充実費等
	神戸大学	10人	11,514,800円※2	入学金、授業料等
	鳥取大学	2人		
	岡山大学	2人		
	自治医科大学	2～3人	23,000,000円	入学金、授業料、 実験実習費、施設整備費、 入学時学業準備費

※1 授業料には、実験実習費、教育充実費、施設整備費含む(～H23 入学生授業料 6,000)

※2 入学金には、入学準備書籍代含む

(4) 地域定着策について

神戸大学医学部附属地域医療活性化センターに委託し、県が設置する「兵庫県地域医療支援センター」と連携の上、下記の地域定着策を実施。

ア 面談等の実施

- ・ 医学生・医師のキャリア支援・面談等を行うため、神戸大学2名、兵庫医科大学1名・岡山大学1名をキャリアコーディネーターとして配置。
- ・ 年2回程度、次年度の派遣先等に関する個別ヒアリングを実施。
- ・ その他、日頃から相談に応じるとともに、必要に応じ個別面談を実施。

イ セミナー等の開催

県養成医学生・医師に対して、地域医療を支える意識の醸成を図り、地域医療の知識・技能を学べるよう、地域医療夏季セミナー、地域医療体験ツアー、地域医療シンポジウム、キャリア形成支援のための研修会等を開催。

(5) 離脱要件について

退学、死亡、公務に起因する心身の故障による免職、重度の心身の故障など、猶予期間を設定しても県養成医師として就業することが特に困難であると考えられる場合以外は、原則、離脱に同意しない。

○地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて（一般社団法人日本専門医機構）

- ・ 当事者同士の協議で合意できなかった場合は、日本専門医機構は当該都道府県もしくは大学とともにプログラム統括責任者にプログラムの再考を促す。日本専門医機構は、都道府県もしくは大学から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合は、都道府県もしくはプログラム統括責任者と専攻医の間で解決できるよう橋渡しをする努力をする。プログラムが進行した後でも、都道府県もしくは大学から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合には、日本専門医機構は専攻医が不利にならないよう改めて関係者間（都道府県、大学、基幹施設、プログラム統括責任者、専攻医当事者）による協議の場を設ける。
- ・ 解決が得られず、不同意のまま離脱した場合は、専攻医はその医療機関プログラムの研修は専門研修とは認められず、専攻医を採用した医療機関は、次年度の採用定員を減ずる。

県養成医師キャリア形成プログラム（概要）（R6.7）

- 1 身分：医師国家試験に合格後、「兵庫県職員」として採用
- 2 義務年限：医師として兵庫県知事が指定する公立病院等に勤務すべき年限は「9年」とする。
- 3 修学資金返還免除要件：県養成医師キャリア形成プログラムの満了を条件とする。
- 4 研修・派遣体制

県養成医師は採用後、義務年限内に以下の掲げる区分に従って勤務する。

区 分	臨床研修	前期へき地派遣	後期研修	後期へき地派遣
期 間	2年	3年	2年	2年
派遣先 研修先	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保対策重点推進圏域に所在する県内へき地医療拠点病院 内科・総合診療育成コースのみ ・神戸大学病院※) ・兵庫医大病院※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保対策重点推進圏域に所在する市町立医療機関 ・医師確保対策重点推進圏域に所在する県内へき地医療拠点病院 ・県健康福祉事務所 ・知事が特に必要と認める保健医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保対策重点推進圏域に所在する県内へき地医療拠点病院 ・県内公的医療機関（県・市町、日赤、済生会） ・県内国立病院機構病院 ・県内地方独立行政法人病院 ・神戸・鳥取・岡山大学病院 ・兵庫医大病院 ・自治医大病院 ・県健康福祉事務所 ・知事が特に必要と認める国内外の保健医療施設 	前期派遣と同じ

※) たすきがけコース・・・1年目はへき地医療拠点病院、2年目は大学病院

5 派遣・研修の基本的な考え方

- (1) 派遣先・研修先は、(2)～(4)に従って兵庫県が決定する。
- (2) 前期派遣(3年)、後期派遣(2年)は、勤務地の地域性、医療機関の規模・指導体制等を考慮
- (3) 派遣先の受入希望を聞きながら、本人の生活環境（出産・育児・病気等）や専門医取得の希望を尊重し、勤務年数等の経験を配慮
- (4) 臨床・後期研修は、研修先の受入希望を聞きながら、本人の希望を尊重する。

- 6 キャリア形成支援 ※「連携施設」は2024年度専門研修プログラム等から引用。
 ※「専門研修プログラム」や「連携施設」は今後追加等の可能性あり。
 ※臨床研修病院（1～2年目）は「医師確保対策重点推進圏域」に所在する
 へき地医療拠点病院

① 内科・総合診療育成コース

<概要> 後期研修1年目までに専門医申請資格の取得を可能とし、後期派遣では、内科・総合診療に派遣

<対象者> 内科は神戸大学病院及び兵庫医大病院、総合診療は県立丹波医療センター及び兵庫医大ささやま医療センターのプログラム登録者

区分	臨床研修	前期派遣	後期研修		後期派遣
年次	1～2年目	1～3年目	1年目	2年目	1～2年目
診療科	臨床研修	専門研修プログラム		サブスペ研修	
内科	<ul style="list-style-type: none"> へき地医療拠点病院 （神戸大学病院 兵庫医大病院） 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 ・へき地医療拠点病院 市立西脇、赤穂市民、公立宍粟、公立豊岡、公立八鹿、県立丹波、県立淡路、ささやま医療C(★) ・へき地市町立医療機関 市立加西(*)、北播磨総合(*)、公立神崎(*)、たつの市民(★)、公立出石、公立朝来、公立日高(*)、公立村岡、公立香住、公立浜坂 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹施設 ・神戸大学病院 ・兵庫医大病院 (*)神大のみ (★)兵医のみ 	後期研修先医療機関	後期派遣先医療機関
総合診療		<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 ・へき地医療拠点病院 市立西脇、赤穂市民、公立宍粟(☆)、公立豊岡、公立八鹿、県立丹波、県立淡路(☆) ・へき地市町立医療機関 公立神崎(☆)、たつの市民(★)、公立出石、公立朝来、公立日高、公立村岡、公立香住、公立浜坂市立加西(☆) 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹施設 ・県立丹波 ・県立はり姫 ・兵庫医大ささやま医療センター (☆)県立丹波・県立はり姫 (★)ささやま医療 		

② 特定診療科育成コース等

<背景> 保健医療計画の改正を踏まえ、診療科偏在解消、精神保健指定医確保に向け設定

<コース> ア 特定診療科育成コース、イ 精神保健指定医育成コース

<募集定員> 若干名

ア 特定診療科育成コース

<背景> 保健医療計画の改正を踏まえ診療科偏在解消に向け設定

<コース> 小児科、産婦人科、外科、救急科、整形外科、脳神経外科
(今後、必要に応じて診療科を追加)

<概要> 後期研修1年目(整形は後期研修2年目)までに専門医申請資格の取得を可能とし、後期派遣では選択した特定診療科の連携施設へ派遣

【専門医取得4年コース(基本)】

区分	臨床研修	前期派遣	後期研修		後期派遣
年次	1～2年目	1～3年目	1年目	2年目	1～2年目
診療科	臨床研修	専門研修プログラム		サブスペ研修等	
小児科	・へき地医療拠点病院	○連携施設 北播磨総合、公立豊岡、市立西脇 県立丹波、県立淡路、公立宍粟	○基幹施設 神戸大学病院	後期研修 先医療機 関	○連携施設 専門研修プ ログラムの 期間中であ れば、当該 プログラム の連携施設
		○連携施設 市立西脇、公立豊岡、県立丹波、 ささやま医療C、県立淡路	○基幹施設 兵庫医大病院		
産婦人科	・へき地医療拠点病院	○連携施設 市立西脇、県立丹波、 県立淡路、公立豊岡	○基幹施設 神戸大学病院		
外科	・へき地医療拠点病院	○連携施設 市立西脇、北播磨総合、 市立加西、公立神崎、赤穂市民、 公立宍粟、公立八鹿、 県立丹波、県立淡路	○基幹施設 神戸大学病院		
		○連携施設 市立西脇、赤穂市民、公立豊岡	○基幹施設 兵庫医大病院		
救急科	・へき地医療拠点病院	○連携施設 県立はりま姫路、北播磨総合、 県立淡路、公立豊岡	○基幹施設 神戸大学病院		
	・へき地医療拠点病院	○連携施設 公立豊岡、公立宍粟、県立淡路、 赤穂市民、県立丹波	○基幹施設 県立はり姫		
整形外科	・へき地医療拠点病院	○連携施設 市立西脇、北播磨総合、 市立加西、公立神崎、赤穂市民、 公立朝来、県立丹波、県立淡路	○基幹施設 神戸大学病院		
		○連携施設 たつの市民、公立八鹿、 ささやま医療C	○基幹施設 兵庫医大病院		
脳神経外科	・へき地医療拠点病院	○連携施設 公立豊岡、市立西脇、県立丹波、 県立淡路	○基幹施設 神戸大学病院		

イ 精神保健指定医育成コース

＜背景＞ 身体疾患合併患者を診療できる精神保健指定医の確保が急務のため設定

＜概要＞ 後期研修1年目までに専門医申請資格の取得を可能（前期派遣1年目は内科、前期派遣2～3年目は連携施設、後期研修1年目は基幹施設）とし、後期派遣では精神科の連携施設へ派遣

区分	臨床研修	前期派遣		後期研修		後期派遣
		1～2年目	1年目	2～3年目	1年目	2年目
診療科	臨床研修	内科	専門研修プログラム		サブスペ研修等	
精神科	・へき地医療拠点病院	・へき地医療拠点病院 ・へき地市町立医療機関	○連携施設 市立加西 公立豊岡 県立淡路 ※	○基幹施設 神戸大学病院	後期研修先 医療機関	○連携施設 専門研修プログラムの期間中であれば、当該プログラムの連携施設
		（精神科を標榜する医療機関）	○連携施設 市立加西 県立淡路 公立豊岡	○基幹施設 県立ひょうご こころの医療センター		○習得した診療科を活かした医療機関

※他連携施設で派遣枠を確保できない場合は、県立はりま姫路総合医療Cを連携施設の対象とする

※当コースは令和7年度より募集を休止する（再開時期は未定）

7 義務年限終了後

引き続き、兵庫県病院局によるキャリア形成支援を受けながら兵庫県職員として勤務が可能

県養成医師同意書（案）

私は、兵庫県が取り組んでいるへき地医療の確保と向上を図るために、進んで全力でへき地医療に従事する気概と信念を有するものであり、このことから〇〇大学への入学を強く志望します。

入学が決定したのちは、途中で修学を中断したり、あるいは医師免許取得後、兵庫県養成医師制度から離脱し、開業医または勤務医となるような意思は全くなく、兵庫県が定めるキャリア形成卒前支援プラン及び県養成医師キャリア形成プログラムに参加し、9年間、県が指定するへき地医療機関等において勤務することで医療の確保と向上に積極的に貢献することを誓約します。

なお、入学を志望するにあたり、「兵庫県養成医師制度について」（別紙）の内容を確認し、同意します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

(本人)
氏 名 (印)

(保護者もしくは法定代理人)
氏 名 (印)

※氏名は自筆であること

兵庫県養成医師制度について

入学後は、兵庫県養成医師制度の学生及び医師として、下記のとおり誠実に地域医療の確保と向上に積極的に取り組むとともに、離脱についてもご確認ください。

1 学生期間

キャリア形成卒前支援プランに参加し、地域医療の意義を理解し、へき地医療に携わる意識を醸成するため、県が指定する地域医療に関する各種研修に参加すること。

2 県養成医師期間

県養成医師キャリア形成プログラムに参加し、9年間、県が指定するへき地医療機関等において勤務することで医療の確保と向上に積極的に貢献すること。

3 離脱について

兵庫県養成医師制度においては、退学、死亡、公務に起因する心身の故障による免職、重度の心身の故障など県がやむを得ないと認める場合以外は、原則離脱することはできません。

なお、一般社団法人日本専門医機構は、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱し、専門研修を開始した者については、原則、専門医の認定を行わないこととしており、同機構等からの求めがあれば、不同意離脱者に関する情報を提供します。

また、不同意離脱者については、今後、厚生労働省の決定により、その他の制約を課せられることがあります。